

自環第 197 号
栃木県環境審議会

栃木県外来種対策方針（令和 3 年 3 月 26 日策定）に基づき下記を決定するにあたり、栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 24 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 本県において優先的に対策を行う必要がある外来種の選定方法

令和 3（2021）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮問理由書

本県には生態系等に被害をもたらす外来種が数多く定着している。さらに近年では、クビアカツヤカミキリの被害が急速に拡大するほか、新たにアメリカミシンの侵入が確認されるなど、生態系等に対する外来種の脅威は高まっている。

令和3（2021）年3月、県では「栃木県特定外来生物対策在り方検討有識者会議」の提言を踏まえ、外来種問題が生態系、農林水産業、人の生命身体など社会全体に対する脅威であることを県民との共通認識とし、全県をあげて本県の地域特性に応じた総合的で戦略的な対策に取り組むこととする「栃木県外来種対策方針」を策定した。

本件は、栃木県外来種対策方針3（2）に基づき、本県において優先的に対策を行う必要がある外来種を選定するため、その方法について貴審議会の意見を求めるものである。

栃木県外来種対策方針【概要版】

令和3(2021)年3月 環境森林部

1 背景・課題

数多くの外来種が定着、近年クビアカツヤカミキリ被害が急速拡大

- ・ 外来種の分布・被害の把握が不十分
- ・ 問題化した種別にそれぞれ対策を実施



2 基本理念

- 生態系、農林水産業、人の生命身体など社会全体に対する脅威であることを県民との共通認識とする。
- 全県を挙げて、本県の地域特性に応じた総合的・戦略的な対策に取り組む。

3 実施方針

(1) 施策対象： 本県において生態系等に大きな影響を及ぼす(=『侵略性の高い』)外来種
 ※ 特定外来生物(環境省が指定)に限定しない

(2) 戦略的な対策の推進

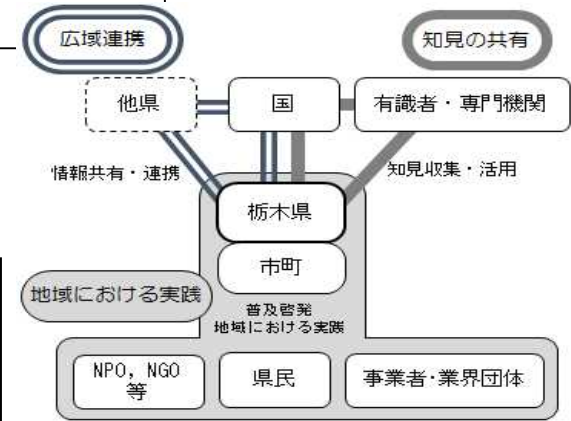
- 本県の生態系の固有性・特徴や農林水産業の状況などを踏まえ、本県として守るべき対象(場所、希少種など)を選定
- 基礎情報(分布・被害状況、生態、対処方法等)を把握のうえ、侵略性や対策の緊急性を評価し、対策優先順位を決定
- 対策方法等を検討のうえ、集中的取り組み
- ※ 対策の結果を評価・検証、その結果を施策立案にフィードバック【順応的管理】

(3) 普及啓発

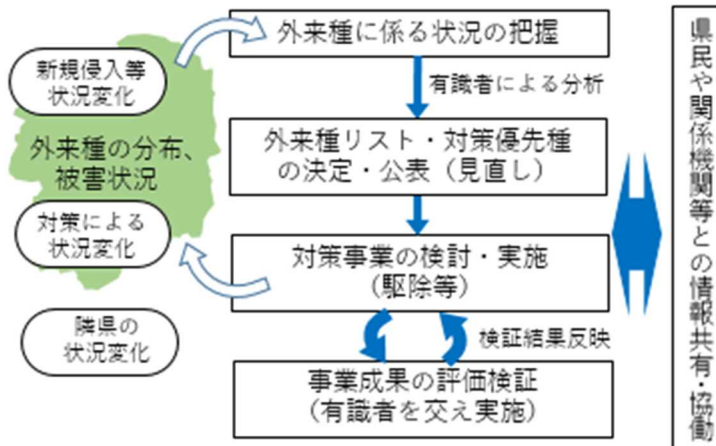
- 外来種対策の意義
- 外来種の分布情報、対策の成果
- ⇒ 県民との共通認識を醸成

(4) 連携協力

- 分野横断的な庁内連絡会議の設置
- 市町、近隣県との連携体制を構築
- 多様な主体との協働による対策推進



4 実施サイクル



(参考) スケジュール

	R 3 (2021) 第1四半期	第2四半期	第3四半期以降
外来種対策方針策定 外来種対策プロジェクト開始	基礎情報収集・整理	外来種リスト・対策優先種の決定・公表	県民等からの情報収集、リスト随時更新
	情報分析、侵略性・緊急性等検討(有識者へのヒアリング等)		対策優先種等を踏まえた情報発信
	従来から実施している対策の継続実施(クビアカツヤカミキリ等)		戦略的取組を協働で推進